

IX. 教育職員免許状の取得

教育職員免許状取得を希望するものは、各自が所属する学部・研究科の教育課程のほかに、教育職員免許法に定められた科目の単位を修得しなければなりません。一般の学生に比べて履修科目が多くなるため、より一層の努力が必要です。

履修方法等の詳細については、毎年4月上旬頃教育職員免許状取得のためのガイダンスが実施され、「教職課程への招待」が配付されます。（実施時期・場所等は、別途掲示等により通知します）

また、教職課程に関する連絡事項は、KOANの掲示板に掲載されます。見逃すことのないように注意してください。

免許状の概要

- ① 大学（短期大学）及び高等専門学校を除くすべての国公私立の学校の教育職員（常勤、非常勤を問わない）となるためには、それぞれ相当の免許状を有しなければなりません。
- ② 教育職員免許状取得を希望する方は「教育職員免許法」、「教育職員免許法施行規則」等の定めるところにより大学において所定の単位を取得する必要があります。
- ③ 学部学生は「中学・高等学校一種免許状」、大学院学生は「中学・高等学校専修免許状（ただし、一種免許の資格取得が必要）」を取得することができます。
- ④ 工学部・工学研究科で取得できる免許状の種類は別表1、2のとおりです。

取得出来る免許状の種類（教科）

別表1（学部学生）

学科 \ 免許状の種類	中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状
応用自然科学科	数学、理科	数学、理科、工業
応用理工学科	数学、理科	数学、理科、工業
電子情報工学科	数学、理科	数学、理科、工業、情報
環境・エネルギー工学科	理科	理科、工業
地球総合工学科	数学、理科	数学、理科、工業

別表2（大学院生）

専攻	中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
生物工学専攻	理科	理科
応用化学専攻		
物理学系専攻		
機械工学専攻	数学	数学
マテリアル生産科学専攻	—	工業
電気電子情報通信工学専攻	数学、理科	数学、理科
環境エネルギー工学専攻	理科	理科、工業
地球総合工学専攻	—	工業
ビジネスエンジニアリング専攻		

大学が独自に設定する科目について

専修免許状取得のための科目を示した「大学が独自に設定する科目」の科目表は、KOAN 掲示板（教職）に掲示します。